

## 議案第 81 号

杉並区立公園条例及び杉並区みどりの条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 16 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立公園条例及び杉並区みどりの条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区立公園条例（昭和 51 年杉並区条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 中「5 平方メートル」の次に「（区の区域内に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第 63 条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、5 平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第 3 条の 6 第 2 項中「昭和 31 年政令第 290 号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第 3 条の 7 を第 3 条の 8 とし、第 3 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第 3 条の 7 政令第 8 条第 1 項に規定する敷地面積に係る条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 4 条中「都市公園法施行令」を「政令」に改める。

第 23 条の 2 中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

第 2 条 杉並区みどりの条例（平成 18 年杉並区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「並びに」を「、」に改め、「及び緑化施設整備計画」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市公園法等の一部が改正されたことに伴い、運動施設の敷地面積の基準を定める等の必要がある。

杉並区立公園条例及び杉並区みどりの条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区立公園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第3条の3 都市公園の設置における区の区域内の法第2条第1項に規定する都市公園の当該区域内の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル（<u>区の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するとき、5平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積</u>）以上とする。</p> <p>(公園施設の建築面積の基準の特例)</p> <p>第3条の6 略</p> <p>2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。<u>以下「政令」という。</u>） 第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設</p>	<p>(都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第3条の3 都市公園の設置における区の区域内の法第2条第1項に規定する都市公園の当該区域内の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル</p> <p>_____以上とする。</p> <p>(公園施設の建築面積の基準の特例)</p> <p>第3条の6 略</p> <p>2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号_____） 第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設</p>

である建築物（次項に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3～5 略

（運動施設の敷地面積の基準）

第3条の7 政令第8条第1項に規定する敷地面積に係る条例で定める割合は、100分の50とする。

（休園日及び開園時間等）

第3条の8 略

（運動施設の特例）

第4条 有料施設（政令 第5条第4項に規定する運動施設に限る。）の管理について必要な事項は、別に定める。

（権限の代行）

第23条の2 法第5条の11の規定により区長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、区長とみなす。

である建築物（次項に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3～5 略

（休園日及び開園時間等）

第3条の7 略

（運動施設の特例）

第4条 有料施設（都市公園法施行令第5条第4項に規定する運動施設に限る。）の管理について必要な事項は、別に定める。

（権限の代行）

第23条の2 法第5条の3の規定により区長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、区長とみなす。

第2条による改正（杉並区みどりの条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（区の責務） 第4条 区は、この条例の規定による施策、 <u>都市緑地法</u> （昭和48年法律	（区の責務） 第4条 区は、この条例の規定による施策 <u>並びに</u> 都市緑地法（昭和48年法律

第72号。以下「法」という。)に規定する特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、市民緑地\_\_\_\_\_等に係る施策その他のあらゆる施策を通じて、みどりの保全及び育成を積極的に推進しなければならない。

2及び3 略

第72号。以下「法」という。)に規定する特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、市民緑地及び緑化施設整備計画等に係る施策その他のあらゆる施策を通じて、みどりの保全及び育成を積極的に推進しなければならない。

2及び3 略